

大 個 審 第 3 号
(答 申 第 2 8 7 号)
平成 2 8 年 4 月 1 4 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 角 松 生 史

個人情報保護条例の運用に関する事項について (答申)

大阪府個人情報保護条例第57条第1項の規定に基づき、平成28年3月8日
付け情公第1916号で諮問のありました「個人情報開示請求等の取扱いについて」
は、審議の結果、別紙のとおり答申します。

(答申に関与した委員の氏名)

角松生史、上田健介、江口文子、熊和子、熊本理抄、野田崇

個人情報開示請求等の取扱いについて

郵送による開示請求等の取扱いについては、郵送による開示請求等を希望する者に理由を問わず認めることが適当であると判断される。

なお、対面による本人確認ができないことから、本人確認については、通常の開示請求より厳格に行う必要があると判断される。

(説明)

(1) 現状と課題

実施機関が保有する個人情報の開示については、当該個人情報に係る本人（又は法定代理人、特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）に対して行われるものであり、誤って他人に開示されてしまうと本人の権利利益が侵害されてしまうおそれがあることから、開示請求者に係る本人確認は厳格に行う必要がある。そのため、現状では、原則、開示請求者に対して開示請求時に来庁を求め、開示請求書の受付時に厳格な本人確認を行っている。しかしながら、例外措置として、本審議会の答申を受け、昨年4月から、病気や身体障がい等の理由により来庁が困難であると認められる者についての開示請求権を確保するため、郵送による開示請求を認めることとしている。なお、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出についても同様の取扱いを行っている。

個人情報の開示請求については年々増加傾向にあり、府民等の個人情報への意識や関心が高まっている中であつて、多様な就業環境や生活環境により来庁が困難な府民等に対しても開示請求権を確保する必要があり、また、府民等からも強く要請があるところである。

(2) 制度の見直し

様々な理由により来庁が困難な府民等に対しても開示請求権を確保することは必要であると認められ、また、郵送での開示請求について府民等からも要請があることから、郵送による開示請求を希望する者に対して、理由を問わず郵送による開示請求を認めることは、適当であると判断される。

ただし、郵送での開示請求においては、請求者に対面による本人確認ができないことから、誤って他人に開示されるおそれがあるため、郵送での開示請求にあたっては、請求者の本人確認について、来庁による開示請求の取扱いよりも厳格に対応する必要があると考えられる。

また、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出についても開示請求と同様に郵送による取扱いを認めることは、適当であると判断される。

このことから、郵送による開示請求等の取扱いについては、以下の事項に留意の上、運用されたい。

- 通常の本人確認書類の写しの他、住民票の写し（複写不可。開示請求前30日以内に発行されたもの。氏名、住所が確認できるもの。原則として個人情報開示請求書に記載された住所と同一であること。）の郵送を求めること。
- 請求者等が法定代理人である場合は、法定代理人に係る本人であることを証明する書類の他、法定代理人であることを証明する書類（複写不可。開示請求前30日以内に発行されたもの。）の郵送を求めること。
- 請求者等が本人の委任による代理人（特定個人情報に係る開示請求等に限る。）である場合は、本人の委任による代理人に係る本人であることを証明する書類の他、本人の委任による代理人であることを証明する書類（複写不可。開示請求前30日以内に発行されたもの。）
- 請求書等の到達後に、再度、請求者等に対して、電話等により開示請求等の意思確認を行うこと。
- 本人確認書類については、事後の問合せ等に備え、請求書等と合わせて適正に保管し、保管期間満了後は速やかに廃棄すること。
- 開示文書の郵送については、対面による本人確認を行わないことから、受取時に本人確認が必要な本人限定受取郵便（特例型）を利用することを原則とすること（なお、他の郵送手段の利用について請求者等から特段の希望がある場合には、配慮すること。）。
また、郵送の際のリスク等について請求者等に十分周知すること。